

# 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和3年10月

宮城県人事委員会





宮人委第149号  
令和3年10月4日

宮城県議会議長 石川 光次郎 殿  
宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会  
委員長 千葉 裕一

### 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



報

告



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

### I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和3年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,267人（一般行政職員5,927人、警察官3,785人、教諭等10,893人、研究員等291人、医師・薬剤師等371人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は387,848円（うち平均給料月額343,988円）となっている。

これら全職員の平均年齢は41.7歳、平均経験年数は20.1年となっており、また、男女別構成は男性62.7%、女性37.3%、学歴別構成は大学卒77.8%、短大卒4.0%、高校卒18.2%、中学卒0.0%であり、平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は359,559円（うち平均給料月額322,594

円) となっている。

なお、総務省が実施した「令和2年地方公務員給与実態調査」によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレ方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、令和2年4月1日時点において100.1となっている。

## II 民間給与の状況

### 1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の938事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、254事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く217事業所について、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,650人及び教員、研究員等の32職種375人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

### 2 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では24.1%(昨年25.7%)、高校卒では18.0%(同19.2%)となっており、双方とも昨年を下回る結果となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が



大学卒では29.7%（昨年56.0%）で昨年に比べて26.3ポイント減少し、高校卒では39.6%（同57.0%）で17.4ポイント減少している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では69.6%（同42.2%）で27.4ポイント増加、高校卒では60.4%（同40.5%）で19.9ポイント増加し、減額した事業所は大学卒では0.7%（同1.8%）、高校卒はなかった（同2.5%）。

### 3 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.3%（昨年32.8%）で、昨年に比べ3.5ポイント減少している。ベースダウンを実施した事業所はなかった（同0.7%）。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、85.5%（昨年84.5%）で、昨年に比べて1.0ポイント増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は22.7%（同19.2%）、減額となっている事業所の割合は6.4%（同7.5%）となっている。

## Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

### 1 月例給

前記の「令和3年職員給与実態調査」及び「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は362,636円、職員給与が362,699円で、職員給与が民間給与を平均63円（0.02%）上回っていた。

### 2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本

年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額 $4.32$ 月分（昨年 $4.46$ 月分）に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（ $4.45$ 月）が民間事業所の特別給を $0.13$ 月分上回っていた。

#### IV 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月と比較し、仙台市は $1.0\%$ 、全国では $1.1\%$ 低下している。

また、本委員会が、「家計調査」（総務省）を基礎として、仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で $162,759$ 円、3人世帯で $173,314$ 円、4人世帯で $183,873$ 円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年4月の有効求人倍率は、 $1.27$ 倍（季節調整値）となっており、昨年4月と比べて $0.07$ ポイント低下している。

#### V 人事院の給与に関する報告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与についての報告・勧告を行うとともに、公務員人事管理についての報告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

### 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント  
～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（ $\Delta 0.15$ 月分）～

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円（0.00%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

#### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

### 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

#### 1 人材の確保及び育成

##### 【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

##### 【対応】

##### (1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

##### (2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

##### (3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

##### (4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

##### (5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の<sup>あいろ</sup>かん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

#### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

##### 【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む<sup>あいろ</sup>隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

##### 【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員

ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。  
非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

### 3 良好な勤務環境の整備

#### 【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

##### (3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

##### (4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

#### 【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員的能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

#### 【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業

の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

### 1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

#### (1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

#### (2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止  
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

### 3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：  
民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

## VI むすび

### 1 給 与

#### (1) 改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年と比べて減少しているものの、一般の従業員（係員）について、80%を超える事業所が定期昇給を実施していることに加え、20%を超える事業所が初任給の引上げやベースアップを実施しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きもみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を上回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を上回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した。

月例給については、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。また、特別給については、民間との較差に見合う引下げを行うことが適当と判断した。

高齢層職員の昇給制度について、国や多くの都道府県では、55歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととなっている。

このことについて、本委員会では、昨年11月の報告において、「地方公務員の定年引上げを見据え、本県においても、60歳前の給与カーブを含む高齢層職員の給与水準の在り方等について、引き続き検討していく必要がある。」としたところである。

本年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立したことから、条例で定年を定めることとされている地方公務員についても、国家公

務員と同様に段階的に定年を引き上げていくことになる。

そのため、本県においても、60歳を超える職員を含めた高齢層職員の昇給制度を一体的に考慮することが必要となっている。

また、本県における高齢層職員の給与水準は民間を上回っており、その差はこれまで一定程度縮小はしてきたものの、近年はほぼ横ばいの状況にある。

これらについて総合的に検討した結果、定年の段階的引上げの実施に合わせて、55歳を超える職員の昇給制度の見直しを行うことが適当と判断した。

## (2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

### イ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、年間の支給月数を4.30月とする。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。今年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

### ロ 高齢層職員の昇給制度

定年引上げの実施等を踏まえ、令和5年4月1日以降における55歳を超える職員の昇給については、標準の勤務成績では行わないこととし（現行は2号俸の昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好な場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制することとする。

## (3) 給与制度における今後の課題

### イ 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

本年、人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行い、これに併せて、期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育



児休業の期間は合算しないこととする報告を行った。これについては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等の動向を注視していくこととする。

## ロ 定年引上げに伴う給与制度の見直し

定年の段階的引上げに係る国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）においては、当分の間の措置として60歳を超える職員の給与水準が60歳前の7割に設定された。

また、附則に検討条項が設けられ、政府は、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、給与制度について、人事院において行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額等についての検討の状況を踏まえ、令和13年3月31日までに所要の措置を順次講ずることとされた。

これを受け、人事院においては、能力・実績を的確に反映させつつ、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等に係る基準の整備を始めとして、順次取組を進めていくこととしている。

本県においては、国における検討や取組を注視するとともに、地域の民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況について、継続的に把握しながら、適切な措置を検討していくこととする。

## 2 人事管理

### (1) 東日本大震災からの復興及び「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災から10年余りが経過し、インフラの整備や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの地域で事業が完了した一方、心のケアや地域コミュニティの再生・形成などのソフト面については、地域ごとの状況に差異があり、今後も中長期的な取組が必要とされている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や多発化・大規模化する自然災害、少子高齢化や行政のデジタル化の推進への対応など、多様化・複雑化する行政課題に対し、職員には県民からの期待に応え、効果的で質の高い行政サービスを提供していくことが求められている。

こうした状況の中、今年度から県政運営の新たな指針となる「新・宮城の将来ビ

ジョン」がスタートした。この新ビジョンに掲げる「富県躍進」を目指し、本県の持続可能な未来の実現に向けて様々な政策を推進していくためには、高い意欲と柔軟な思考力を持った職員を確保するとともに、職員一人一人の能力向上を図りながら、組織として知識や経験を共有し、承継していくことにより、組織全体の総合力を高めることが重要である。さらには、これまで以上に県民の理解を得ながら市町村、民間企業、NPO等の多様な主体と連携して事業に取り組むことが求められている。

そのためには、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、「創造性豊かで自律的に行動する職員」という目指すべき職員像の実現とともに、県組織の総合力の向上を目指して、計画的、効果的な各種職員研修を実施しながら、人材育成に注力していく必要がある。

また、職員の年齢構成や経験年数に留意しながら、将来を見据えて早い段階からのマネジメント力の育成のほか、昇任管理等も含め長期的な視点での人事運営について検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

## (2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

現在直面している新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始め、多発化・大規模化する自然災害や、今後、本格化していく人口減少といった数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力のある、多様で有為な人材を確保することが必要である。

今年度の採用試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、予定どおり適正かつ公正に実施しているところであり、本年12月から来年1月にかけては、昨年度に引き続き就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施することとしている。

職員の採用に当たっては、従来から職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における最終合格者は全体の1割から2割程度で推移するなど一定の

成果が得られている。加えて、警察官A採用試験を5月と9月の年2回実施しているほか、受験上限年齢や試験区分等の応募要件を適宜見直し、応募者の確保に努めている。さらに、土木職は必要人員の確保が困難な状況が続いていることから、民間企業等で培った経験を生かし、即戦力として期待される職務経験者を対象とした採用試験を継続して実施しているところである。

しかし、近年、受験対象年齢人口の減少や、民間企業等における底堅い採用意欲、採用活動の早期化等を背景に、全体的に応募者の減少傾向が続いており、一方で多様で柔軟な就労形態やワーク・ライフ・バランスの実現への社会的な関心も高まっている。

こうした状況を踏まえ、職員がそれぞれの働き方に応じて、やりがいを十分に感じることのできる職場環境づくりに取り組むとともに、公務の魅力や職員の働き方の具体的なイメージを積極的に発信することが必要となっている。

また、新たな行政課題に対応しながら、業務の効率化や生産性の向上を図り、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、全ての職員が活躍できる柔軟な働き方を実現し、組織の活性化を図ることに加え、優れた人材を確保していくことが求められる。特に、社会全体のデジタル化の動きを踏まえ、行政のデジタル化を推進していくには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる人材の確保、育成が必要である。

このため、多様な資質、経歴を有する人材の採用や、公正性を確保した上での民間企業等との人材の交流など、新たな知見を公務に取り込むことのできる仕組みについて、検討を進める必要がある。

女性の活躍推進については、本県の「第3期特定事業主行動計画」における目標数値であった職員採用試験受験者等の女性割合が令和元年度実績で初めて目標である40%を達成し、令和2年度もこれを達成した。令和3年4月1日からの「第4期特定事業主行動計画」においても継続・強化していくこととされており、今後も女性の採用試験受験の促進に向けた取組を進めていく必要がある。また、女性職員に対する仕事と家庭生活の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と多様な職務機会の付与による人材育成に取り組み、管理職への登用も視野に入れたキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

なお、国では「第5次男女共同参画基本計画」において、男性職員も育児休業等

を取得しやすい職場環境の整備を促進することなどとしていることから、男女問わず働きやすい環境の整備を図るとともに、女性職員の活躍に資するような取組を推進する必要がある。

障害者雇用の推進については、これまで身体障害者のみを対象とした採用選考審査を実施してきたが、令和元年度から、精神障害者や知的障害者も受考できるように応募資格要件の見直しを行い、受験者の増加に取り組んできた。

本年からは、障害者の法定雇用率が0.1%引き上げられ、各任命権者は、いずれもこれを上回る障害者を雇用している。任命権者は、引き続き本委員会と連携し意欲と能力を持った障害者の雇用確保に努めるとともに、障害のある職員が働きやすい職域や業務を検討するなど、その能力や適性を最大限発揮できるよう取組を進めていく必要がある。

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、制度として定着してきているところである。

現在、国においては、本年4月に公表された「人事評価の改善に向けた有識者検討会」の報告書を受け、評語区分の細分化など人事評価制度の改正に向けた検討が行われており、これと並行して人事評価結果を任用や給与に適切に反映するための措置についての検討も行われていることから、その動向を注視していく必要がある。

職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、職員の士気や組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。

加えて、評価者である管理職員と被評価者である職員がコミュニケーションを図りながら業績の評価を行う人事評価のプロセスは、職員に気付きを与え、主体的な能力開発につなげられるほか、管理職員のマネジメント能力の醸成にもつながるなど人材育成の有効な手段と考えられる。任命権者においては、これらの点についての認識を深め、管理職員が職員とのコミュニケーションの充実を図りながら、適切な人事管理を実践できるようサポートしていくことが求められる。

#### (4) 定年の引上げへの対応

前記のとおり、本年6月、地方公務員の定年を段階的に引き上げ、「役職定年制」、「定年前再任用短時間勤務制」等を導入する地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

この改正の趣旨を踏まえ、任命権者は、職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行う必要があるとされたところである。

今後、同様の改正が行われた国家公務員の定年の引上げ等に関する国の動向を注視しつつ、本県の状況を踏まえた制度設計等の検討を進め、円滑な実施のための準備を進めていく必要がある。

また、段階的な定年の引上げ期間中は暫定的に再任用制度が存置されることとなるため、引き続き本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

### 3 公務運営の改善

#### (1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

時間外勤務の縮減については、職員の健康面や公務能率等の観点から、これまでも本県における重要な課題としてきたが、特に令和元年度には、職員全体の時間外勤務が前年度より大幅に増加したため、対策を強化する必要があるとしたところである。

そのような中、令和2年度においては、職員一人当たりの時間外勤務は月平均17.8時間で、前年度に比べて1.0時間増加し、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合も前年度に比べ増加した。また、平成31年4月から導入した時間外勤務の上限規制における年間の上限時間でみると、他律的業務の比重が高い所属（年間上限720時間）では2.1%、その他の所属（年間上限360時間）では7.1%の職員が上限を超えて時間外勤務を行っている状況にある。

これらについては、新型コロナウイルス感染症や災害対応などの業務が増加したことが大きな要因として考えられる。業務負担の増加によって長時間勤務を行う状況が続けば、職員の健康上のリスクが憂慮されることから、各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けて、対策をより強化していくことが求められる。

また、県教育委員会の令和2年度の調査によると、県立学校において正規の勤務時間を除く在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、前年度より減少している。

これについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業や部活動の縮小等の影響も要因として考えられるが、一方で、こうした状況下においても、いまだ一定数の教職員が長時間勤務を行っている実態がある。

県立学校においては、令和3年度から、ICカードによって出退勤を管理するシステムが導入されたところであり、今後は、当該システムを活用して教職員の勤務実態を把握し、勤務時間の適正化に向けた取組を推進していく必要がある。

メンタルヘルスについては、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、関係業務が拡大しており、これまで以上に職員の精神的負担の蓄積が懸念される。

令和2年度における精神疾患を起因とする病気休暇取得者数は、前年度より増加しており、また、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタルヘルス関係の相談も増加傾向にある。

各任命権者においては、これまでもストレスチェックを活用した健康管理や相談体制の整備等、職員の支援に取り組んできたところであるが、メンタル面に不安を抱えている職員に対しては、今後もきめ細かな支援を行っていくことが求められる。

職員の健康管理に当たっては、適度な休養や心身のリフレッシュ等を図るために、計画的に休暇を取得することができる環境が重要である。

年次有給休暇の取得状況については、近年、平均取得日数は増加傾向に改善しているが、取得日数が5日以下の職員が依然として一定数いる状況にある。

民間においては、平成31年4月から、使用者に対して、労働者に年5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられるなど、休暇取得に係る環境整備が進められている。こうした動きも踏まえ、任命権者においては、全ての職員が十分な休暇を取得できるよう、勤務実態や健康状態を考慮しながら、今後も、休暇を取得しやすい環境づくりを一層進めていく必要がある。

## (2) 働き方改革の推進

職員の働き方改革について、本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、在宅勤務及び時差勤務制度、ウェブ会議システムやモバイルワーク等が導

入・拡充されるなど、取組が進められているところである。

社会全体において官民間問わず働き方改革が求められてきている中で、本県としても、より多様で柔軟な働き方の実現のため、国や他県において導入されているフレックスタイム制等の柔軟な勤務時間制度の導入に向けた検討を行っていく必要がある。

また、本県の情報化政策の基本的方針として策定された「みやぎ情報化推進ポリシー」においても、「デジタル化による働き方改革の推進」が重点目標とされたところであり、各任命権者においては、こうした行政事務の効率化にも積極的に取り組みながら、職員の働き方改革をより一層推し進めていくことが求められる。

### (3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進む現代社会においては、年齢や性別などにかかわらず、全ての人がそれぞれの立場で社会に参画し、活躍できる環境の整備が重要である。本県においては、職員のワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児や介護等と仕事の両立を支援するための制度の整備に取り組んできている。

本年6月には、民間における仕事と育児等を両立できる環境整備を推進する観点から、育児や介護休業等に係る法改正が行われた。この動きを受け、人事院は、国家公務員における育児休業等の制度拡充に係る意見の申出を行うとともに、不妊治療のための休暇を新設することとしている。

本県においても、妊娠、出産、育児等と仕事の両立は、職員が安心して勤務を継続し、キャリアを形成していくための重要な課題として、これまでも各種支援制度の整備を積極的に進めてきており、本年4月には、国に先駆け、特別休暇として不妊治療休暇を制度化したところである。

引き続き、国の制度との均衡を考慮しながら、制度の充実に向けての検討を進めるとともに、今後の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正動向を注視しながら、適切な措置を講じる必要がある。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、必要な制度の整備とともに職場全体での制度趣旨に対する理解が不可欠である。各任命権者においては、支援が必要な職員に対する適切な情報提供や、職場における制度理解を推進するための普及啓発等を積極的に行い、職員が、安心して仕事と生活を両立させることができる環境

づくりに、より一層取り組んでいく必要がある。

#### (4) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に携わる者としての自覚や使命感、倫理観を保持し、常に気を引き締めて、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

令和2年度においては、前年度より減少したものの、窃盗や傷害、ハラスメントといった事由により、県全体で14人の職員が懲戒処分を受けている。

こうした懲戒処分事案が続くことは、公務員として求められる規範意識や遵法意識の欠如が疑われ、ひいては県政全体への信頼を失うことにつながりかねない事態となる。各任命権者においては、個々の職員が公務に携わる者として、常に高い倫理観を持って日々の職務に当たるよう、改めて服務規律の徹底を図り、不祥事の発生防止に努める必要がある。

昨年6月には、ハラスメント防止に係る関連法が改正され、事業主への対策の義務付けが強化されるなど、職場でのハラスメント防止に対する社会的要請は、これまで以上に高まっている。

本委員会としては、職員からのハラスメントに関する苦情相談が増加傾向にあることなども受けて、各任命権者に対し、個別の事案については適切な対応を求めるとともに、発生防止に向けた一層の取組を要請してきたところである。

各任命権者においては、「ハラスメント防止に関する要綱」等に基づいて取組を実施しているが、ハラスメントが様々な要因によって起こり得ること、また、各種ハラスメント行為が職員の健康や職場全体の公務能率に悪影響を与えることを認識した上で、職員一人一人の意識やモラルの向上に努めるなど、働きやすい職場環境づくりの一環として、ハラスメント防止対策に取り組むことが必要である。

## 4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

東日本大震災からの復興完遂を始め、長期化する新型コロナウイルス感染症への対



応、さらには、人口減少、少子高齢化など多様化・複雑化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。引き続き職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職員に適正な給与を支給することは、公務員給与に対する県民の信頼を確保するものであり、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 経験 年数	職員 1人当 たり 給与 月額	左の うち 給料 月額
	人	歳	年	円	円
行政職	5,927	41.1	20.3	359,559	322,594
公安職	3,785	37.1	16.2	358,675	323,898
教育職（高校等）	4,358	45.4	23.0	430,480	376,385
教育職（中・小）	6,535	42.5	20.2	402,033	353,934
研究職	291	43.1	20.4	383,628	343,145
医療職（医師等）	24	42.1	18.8	838,441	449,638
医療職（薬剤師等）	245	41.9	19.2	366,859	330,545
医療職（保健師等）	102	40.0	17.4	340,311	320,988
全職種（A）	21,267	41.7	20.1	387,848	343,988
令和2年4月（B）	21,261	42.0	20.3	389,935	345,851
増減（A）－（B）	6 [0.0]	△ 0.3	△ 0.2	△ 2,087 [△ 0.5]	△ 1,863 [△ 0.5]

- (注) 1 「職員1人当たり給与月額」欄は、令和3年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。
- 2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、令和2年4月と対比した増減率である。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員（再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒		計	24.1 [25.7]	(29.7) [56.0]	(69.6) [42.2]	(0.7) [1.8]	75.9 [74.3]
		500人以上	25.8	(50.2)	(48.4)	(1.4)	74.2
		100人以上500人未満	31.4	(8.2)	(91.8)	(0.0)	68.6
		100人未満	5.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	94.6
高校卒		計	18.0 [19.2]	(39.6) [57.0]	(60.4) [40.5]	(0.0) [2.5]	82.0 [80.8]
		500人以上	21.7	(57.6)	(42.4)	(0.0)	78.3
		100人以上500人未満	17.8	(18.0)	(82.0)	(0.0)	82.2
		100人未満	8.6	(0.0)	(100.0)	(0.0)	91.4

(注) 1 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、令和2年調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
		係員	29.3 [32.8]	20.6 [15.1]	0.0 [0.7]
課長級		19.1 [22.6]	17.6 [14.4]	0.0 [0.7]	63.2 [62.3]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 [ ]内は、令和2年調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給			
		増額	減額	変化なし	中	止		
係員	89.8 [88.2]	85.5 [84.5]	22.7 [19.2]	6.4 [7.5]	56.4 [57.8]	4.3 [3.7]	10.2 [11.8]	
課長級	74.2 [77.3]	69.2 [73.5]	19.0 [15.7]	4.2 [8.8]	45.9 [49.0]	5.0 [3.8]	25.8 [22.7]	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 [ ]内は、令和2年調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
362,636円	362,699円	△63円 (△0.02%)

(注) 民間、県職員ともに、今年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)
上半期 (A2)		348,629円
特別給の支給額	下半期 (B1)	714,746円
	上半期 (B2)	779,745円
特別給の支給割合	下半期 $\left[ \frac{B1}{A1} \right]$	2.09月分
	上半期 $\left[ \frac{B2}{A2} \right]$	2.24月分
年 間 の 支 給 割 合		4.32月分

[備考] 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月である。

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

勸

告



## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### イ 令和3年12月期の支給割合

###### (イ) (ロ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあつては、0.625月分）とすること。

###### (ロ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

##### ロ 令和4年6月期以降の支給割合

###### (イ) (ロ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。

###### (ロ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

#### (2) 昇給制度

55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した職員（当該年齢に既に達している職員を含む。）に関する当該

年齢に達した日の属する年度の翌年度以後における昇給について、職員の給与に関する条例第5条第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

## 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のロ、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年4月1日から実施すること。



# 参 考 资 料

# 目 次

## 第1部 職員給与関係資料

令和3年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

## 第2部 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	46
第17表 民間における特別給の支給状況	48
第18表 民間における家族手当の支給状況	48
第19表 民間における扶養家族の構成別支給状況	48
第20表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	49
第21表 民間における在宅勤務手当の支給の検討状況	49
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49
第23表 民間における定年制の状況	50
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	50
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	50

## 第3部 生計費関係資料

第26表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	51
----------------------------	----

## 第4部 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標	52
-------------	----

第26表及び第27表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和3年8月31日（火）現在で公表しているものを使用した。

## 第1部 職員給与関係資料

### 令和3年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和3年4月1日現在で行ったものである。

#### 2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、会計年度任用職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 臨時的任用職員

- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

#### 3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

#### 4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

## 給 料 表 別

部 局 \ 給料表	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知 事 部 局	人 4,058	人	人	人	人 239
警 察	527	3,785			20
教育委員会	472				32
高等学校等	409		4,358		
中・小学校	373			6,535	
そ の 他	88				
計	5,927	3,785	4,358	6,535	291
比 率	% 27.9	% 17.8	% 20.5	% 30.7	% 1.4

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

# 適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (保健師等)	計	比 率
人 24	人 213	人 102	人 4,636	% 21.8
			4,332	20.4
	3		507	2.4
	11		4,778	22.5
	18		6,926	32.6
			88	0.4
24	245	102	21,267	100.0
% 0.1	% 1.2	% 0.5	% 100.0	

第2表

## 給 料 表 別

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)	
給与月額等						
職 員 数		5,927 人	3,785	4,358	6,535	
給 料 総 額		1,912,015,800 円	1,225,952,300	1,640,284,100	2,312,959,700	
給 料 の 調 整 額 総 額		1,678,250 円	197,100	14,086,709	8,332,881	
教 職 調 整 額 総 額		円		62,655,100	81,987,276	
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額		円		24,966,175	36,951,700	
扶 養 手 当 総 額		46,206,000 円	46,689,500	40,419,500	41,899,000	
地 域 手 当 総 額		72,598,048 円	47,092,318	45,408,645	39,515,473	
給 与 小 計		2,032,498,098 円	1,319,931,218	1,827,820,229	2,521,646,030	
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	40,741,600 円	18,013,800	30,583,800	47,406,500	
	管 理 職 手 当 総 額	50,271,500 円	7,978,600	11,895,400	37,537,300	
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) 総 額	2,520,000 円	8,220,000	510,000	3,210,000	
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	91,200 円				
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	117,730 円	485,036	81,076		
	へ き 地 手 当 等 総 額	430,095 円			8,005,949	
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	4,434,690 円	2,955,922	5,135,482	9,487,919	
給 与 合 計		2,131,104,913 円	1,357,584,576	1,876,025,987	2,627,293,698	
職 員 一	給 料 月 額	322,594 円	323,898	376,385	353,934	
	給 料 の 調 整 額	283 円	52	3,232	1,275	
	教 職 調 整 額	円		14,377	12,546	
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,729	5,654	
	扶 養 手 当	7,796 円	12,335	9,275	6,411	
	地 域 手 当	12,249 円	12,442	10,420	6,047	
	給 与 小 計	342,922 円	348,727	419,418	385,867	
人 当 た り	そ の 他 手 当	住 居 手 当	6,874 円	4,759	7,018	7,254
	管 理 職 手 当	8,482 円	2,108	2,730	5,744	
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額)	425 円	2,172	117	491	
	初 任 給 調 整 手 当	15 円				
	特 地 勤 務 手 当 等	20 円	128	19		
	へ き 地 手 当 等	73 円			1,225	
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	748 円	781	1,178	1,452	
給 与 合 計	359,559 円	358,675	430,480	402,033		
経 験 年 数		20.3 年	16.2	23.0	20.2	
修 学 年 数		14.3 年	14.4	15.9	15.9	
年 齢		41.1 歳	37.1	45.4	42.5	

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

給 与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
291	24	245	102	21,267
99,855,200	10,791,300	80,983,600	32,740,800	7,315,582,800
241,000		1,077,150		25,613,090
				144,642,376
				61,917,875
2,446,500	173,000	1,503,500	273,000	179,610,000
3,140,173	1,903,344	1,923,673	696,474	212,278,148
105,682,873	12,867,644	85,487,923	33,710,274	7,939,644,289
2,495,900	294,500	1,573,600	697,900	141,807,600
3,029,600	931,600	1,420,400	130,000	113,194,400
30,000		120,000	60,000	14,670,000
49,900	6,021,400	870,100		7,032,600
				683,842
				8,436,044
347,724	7,416	408,246	113,592	22,890,991
111,635,997	20,122,560	89,880,269	34,711,766	8,248,359,766
343,145	449,638	330,545	320,988	343,988
828		4,397		1,204
				6,801
				2,911
8,407	7,208	6,137	2,676	8,445
10,791	79,306	7,852	6,828	9,982
363,171	536,152	348,931	330,492	373,331
8,577	12,271	6,423	6,842	6,668
10,411	38,817	5,798	1,275	5,323
103		490	588	690
171	250,892	3,551		331
				32
				397
1,195	309	1,666	1,114	1,076
383,628	838,441	366,859	340,311	387,848
20.4	18.8	19.2	17.4	20.1
15.8	16.0	15.7	15.8	15.2
43.1	42.1	41.9	40.0	41.7

て掲載している。

第3表

## 給料表別，級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	882	189,232	23.3	3.4	13.8	321	205,801	21.3	1.7	13.5	176	276,322
2	935	235,689	30.2	8.6	15.0	705	247,495	26.5	6.1	14.2	3,830	374,289
特2											137	433,471
3	769	290,796	36.6	15.2	14.8	830	289,208	33.4	12.0	14.8	129	448,109
4	1,388	367,443	45.5	25.0	14.0	1,068	361,456	41.8	20.6	14.5	86	475,966
5	1,233	392,914	51.9	31.4	14.1	598	408,439	48.2	27.2	14.4		
6	388	406,483	54.3	33.8	14.2	147	424,978	50.5	29.9	14.2		
7	212	433,332	55.2	33.9	15.0	32	435,666	51.9	32.3	13.4		
8	87	464,018	57.1	35.7	15.1	59	454,153	54.8	34.9	13.8		
9	32	504,769	57.6	35.5	15.5	25	474,944	56.9	37.8	13.1		
10	1	544,900	59.0	36.2	16.0							
合計	5,927	322,594	41.1	20.3	14.3	3,785	323,898	37.1	16.2	14.4	4,358	376,385

給料表 区分 級	医療職（医師等）					医療職（薬剤師等）					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	9	323,211	26.3	3.6	16.0							
2	2	454,050	48.5	21.5	16.0	45	230,556	28.0	5.1	16.0	25	240,932
3	9	522,444	48.4	26.0	16.0	33	271,964	35.2	11.6	15.9	25	276,124
4	4	568,075	60.3	35.5	16.0	31	309,681	37.8	14.8	15.8	6	322,883
5						116	377,486	48.0	25.7	15.3	41	384,493
6						14	405,407	55.0	32.1	16.0	5	422,580
7						6	428,267	57.0	34.1	16.0		
合計	24	449,638	42.1	18.8	16.0	245	330,545	41.9	19.2	15.7	102	320,988



# 料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.9	13.8	15.1						58	227,290	27.5	5.1	15.9
45.0	22.6	15.9	5,496	339,606	40.4	18.0	15.9	53	289,834	34.7	11.7	16.0
52.1	29.8	16.0	261	413,148	51.8	29.3	15.9					
53.0	30.7	16.0	402	422,658	52.5	30.2	16.0	137	384,446	48.8	26.0	15.7
57.3	34.9	16.0	376	448,788	56.3	34.0	16.0	34	425,247	56.1	33.8	15.7
								9	464,856	58.3	34.4	16.0
45.4	23.0	15.9	6,535	353,934	42.5	20.2	15.9	291	343,145	43.1	20.4	15.8

(保 健 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.9	4.1	16.0
34.0	11.0	15.9
39.0	16.9	15.3
49.7	27.3	15.7
57.4	35.5	16.0
40.0	17.4	15.8

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その1）

行政職											
級	号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1											
2											
3											
4										1	
5											
6											
7								1			
8			1								1
9		35	1								
10			1								
11											
12		44	82								
13		10	13								
14		2	45	2						10	
15		7	12							5	
16		39	64	17				1		3	
17		6	15	3						2	
18		9	46	28						2	
19		9	8	2						1	
20		32	71	27						2	
21		7	12	6							
22		21	48	24						2	
23		8	10	6					1	2	
24		41	48	43							
25		8	19	9					4	1	
26		16	44	33					6	1	
27		16	14	8					6		
28		28	55	32					12		
29		74	16	6					7		
30		26	57	27					11		
31		2	12	10				2	6		
32		80	45	32				20	5		
33		5	18	12				14	4		
34		32	39	27				24	3		
35		13	13	11				18	3		
36		81	27	36	22			16	3		
37		21	13	16	6			15			
38		29	18	21	34			15	4		
39		10	4	8	9			12	2		
40		97	8	28	25			13	3		
41		13	7	13	21			6	1		
42		31	9	26	20	1		3	1		
43		13	5	12	18			7	2		
44		3	2	25	37	1		3	1		
45		3	5	10	21			2	2		
46		3	3	31	37			4			
47		1	4	12	20			1			
48		2	1	19	37	1		3			
49			8	13	10	2	1				
50			3	26	40		6				
51		1	2	14	17	2	14				
52		1	1	3	31	1	5				
53				4	26		69	1			
54				7	37	3	4	1			
55			1	4	10	3	32				
56		1		6	26	6	14				
57			3	4	21	1	49	1			
58				5	18	7	6				
59					11	4	19				
60				2	25	6	11				
61			1	6	14	5	23				
62				2	33	7	6				
63				3	17	3	13				
64					29	11	17				
65		1		1	18		22				
66			1	3	29	16	7				
67				1	13	6	8				
68				1	39	39	8				
69		1		2	18	26	3				
70				1	39	32	3				
71					15	5	8				
72					37	35	5				
73				3	10	9	3				
74				4	29	35	1				
75				1	15	15					
76				1	38	40					
77				1	12	15	3				
78				3	23	38					
79				2	18	37	2				
80				3	16	38	1				
81					16	31	2				
82				4	25	32					
83				1	12	20					
84				2	27	41					

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85				8	31	23				
86				14	17					
87				13	31					
88				15	33					
89			2	5	32					
90			1	11	28					
91				8	27					
92			1	7	32					
93			1	11	428					
94					8					
95				12						
96			1	4						
97				9						
98				9						
99				3						
100			1							
101				130						
102			1							
103										
104										
105			1							
106			1							
107										
108			1							
109										
110										
111										
112										
113			3							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	882	935	769	1,388	1,233	388	212	87	32	1

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その2）

公安職		1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	38									
8										
9										
10	36									
11	13									
12	1									
13	3									
14	1	1								
15	2									
16	40	26	1	1						
17	2									
18	1	8								
19	7	8								
20	34	25	1							
21		5								
22	5	13	1	1						
23	4	5								
24	1	21	2							
25	57	11								
26	4	59	2	2						
27	3	6	1							
28	50	18	3	3						
29	3	6								
30	2	75	8	2						1
31	5	5	2	1						3
32	1	26	7	2						8
33	1	8	1	3						
34		49	8	2						1
35		11	1	2						3
36		31	16	6						1
37		5	1	2						2
38		37	11	12						2
39	1	8	2	2	1					
40		31	55	13						1
41		8	14	4						1
42	1	41	55	13	1				1	1
43		12	8	3					3	
44		26	43	14	1				10	1
45		6	15	4	1				8	
46		42	46	9	12				3	
47		6	17	3	18				5	
48		18	41	16	12				3	
49	2	12	15	3	2				2	
50	1	23	43	19	7				2	
51		11	17	2	16				2	
52		1	25	41	15			2		
53			12	9	5			4	2	
54		1	32	34	8			2	2	
55	2		13	11	11			12	3	
56			34	29	10				1	
57			14	20	11				1	
58			34	25	11				2	
59			6	17	9			2	3	
60			33	30	19			3	3	
61			13	21	12	3		4	5	
62			29	26	19	3				
63			9	12	11	2				
64			36	31	11	3				
65			9	17	7	4				
66			16	36	19	4				
67			11	18	13	4				
68			4	31	13	2				
69			3	16	7	3				
70			9	22	7	4				
71			5	14	15	4				
72			9	23	8	4				
73			4	13	12	3				
74			4	19	11	7				
75			2	7	11	3				
76			5	16	13	3				
77			4	12	10	3				
78			2	9	7	3				
79			4	11	9	4				
80			5	19	2	5				
81				8	8	2				
82			4	9	8	2				
83			2	8	1	2				
84				11	4	2				

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				8	7				
86				6	12				
87				7	7	2			
88				10	4	3			
89				7	4	10			
90				6	8	3			
91				6	6	3			
92				9	6	4			
93				9	4	43			
94				5	2				
95				7	7				
96				10	6				
97			1	8	5				
98				3	3				
99				4	7				
100				4	4				
101				3	98				
102				7					
103				4					
104				4					
105				3					
106				2					
107				5					
108				9					
109				2					
110									
111				4					
112				7					
113				4					
114				5					
115				3					
116				4					
117				2					
118				6					
119									
120				3					
121				4					
122				2					
123				7					
124				8					
125				7					
126				3					
127				7					
128				4					
129				71					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	321	705	830	1,068	598	147	32	59	25

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		20			
6					
7		16			
8		12			
9		4			
10		5			
11		20			
12		7			
13	1	6			
14		4			
15		4			
16	1	18			
17		32			
18		7			
19		3			
20	1	28			
21		13			
22		12			
23		8			
24		15			
25	1	13			
26	1	21			
27		10			
28	1	27			
29		13			1
30		22			3
31		13			1
32	1	23			
33	2	12			5
34	2	9			3
35		9			6
36	2	23			2
37	2	15			65
38	2	23			
39	1	8			
40	1	22			
41	2	14			
42	1	30			
43		11			
44		20			
45	2	15			
46		22			
47	1	14			
48	2	25			
49	3	13			
50	1	31			
51	1	13			
52	2	19			
53	1	12			
54	4	32			
55		14			
56	1	13			
57	3	9			
58		5		3	
59		20		5	
60	1	29		3	
61	5	26		8	
62	3	27		7	
63	2	15		1	
64		21		6	
65	3	19		1	
66	5	31		8	
67	3	17		5	
68	5	25		5	
69	1	24		5	
70	6	24		6	
71	1	12		5	
72	3	14		9	
73	1	15			
74	3	13		5	
75	1	19		4	
76	2	27		4	
77	4	19		5	
78	2	22		5	
79	3	22		1	
80	2	27	1	5	
81	3	15	1	1	
82	2	25		4	
83	3	25	4		
84	6	23	3	5	

級 号俸	1	2	特2	3	4
85	人	人	人	人	
86	3	14	2	13	
87	6	26	4		
88	2	13	1		
89	5	23	2		
90	2	24	2		
91	1	19	5		
92	4	26	7		
93	4	26	4		
94	5	16	4		
95	3	34	1		
96	1	31	7		
97	1	26	6		
98	2	10	3		
99	1	3	1		
100		32	3		
101	4	22			
102	1	22	8		
103	2	25	2		
104		26	2		
105		30	8		
106	1	20	2		
107	1	32	2		
108		27	1		
109		27	3		
110	1	22	48		
111	2	35			
112		28			
113		39			
114		27			
115		46			
116		25			
117		39			
118		25			
119		31			
120		25			
121		38			
122		23			
123		29			
124		27			
125		28			
126		18			
127		40			
128		19			
129		35			
130	1	16			
131		41			
132		27			
133		39			
134	1	31			
135		40			
136		41			
137		43			
138	1	42			
139		55			
140		49			
141		52			
142		60			
143		65			
144	1	67			
145		70			
146		95			
147		78			
148		89			
149		73			
150		243			
151	1				
152					
153	6				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	176	3,830	137	129	86

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		135			
18					
19		1			
20		95			
21		29			2
22		9			8
23		4			11
24		98			12
25		24			29
26		14			19
27		8			22
28		110			20
29		37			14
30		25			19
31		7			20
32		101			24
33		34			11
34		49			17
35		15			9
36		82			11
37		31			18
38		55			10
39		26			5
40		73			12
41		33			83
42		54			
43		17			
44		79			
45		24			
46		17			
47		16			
48		50			
49		37			
50		79	1		
51		16			
52		56			
53		44			
54		65			
55		18			
56		56			
57		39			
58		54			
59		18			
60		54	1		
61		35			
62		56			
63		17			
64		45	1		
65		20			
66		9		1	
67		23	1	1	
68		53	1	1	
69		27			
70		37	1	3	
71		24	1	3	
72		31	2	3	
73		36		4	
74		36	1	11	
75		18		26	
76		26	1	20	
77		28	6	7	
78		38	4	9	
79		34	1	23	
80		41	5	31	
81		22	1	9	
82		36	4	16	
83		17	6	16	
84		35	4	13	

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85		32	3	18	
86		42	6	27	
87		30	2	16	
88		31	3	5	
89		28	4	14	
90		32	2	16	
91		34	2	14	
92		47	7	14	
93		28	10	13	
94		45	6	8	
95		27	5	4	
96		28	15	8	
97		25	8	8	
98		27	13	8	
99		31	8		
100		27	5	8	
101		24	9	24	
102		29	12		
103		20	7		
104		28	10		
105		4	7		
106		9	10		
107		14	9		
108		41	3		
109		29	5		
110		36	11		
111		13	8		
112		22	1		
113		30	3		
114		34	2		
115		32	3		
116		22			
117		19	20		
118		28			
119		25			
120		27			
121		16			
122		25			
123		21			
124		28			
125		27			
126		25			
127		17			
128		21			
129		15			
130		24			
131		20			
132		20			
133		20			
134		15			
135		18			
136		44			
137		20			
138		44			
139		20			
140		32			
141		28			
142		41			
143		47			
144		35			
145		29			
146		43			
147		57			
148		55			
149		42			
150		51			
151		55			
152		67			
153		78			
154		69			
155		93			
156		76			
157		84			
158		99			
159		96			
160		64			
161		191			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,496	261	402	376

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16	1				
17					1
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			3		
26			1		
27					
28					2
29	5		4		1
30		3			1
31		4			
32	3	1	2		1
33	2	1	3		3
34		1	5		
35		4			
36					
37	2	3			
38		1	1		
39			2		
40	8	1	4		
41	1	1	3		
42		2	1		
43		1			
44	5	5	1		
45	1	1			
46		1	2		
47		2	3		
48	4	2	1	2	
49	1	3	2		
50	2			1	
51	1		1	10	
52	2		1	1	
53		3		3	
54	1	1	1	1	
55	1	1	3	8	
56	2	1		1	
57	3		1	2	
58	4	3			
59		1			
60	7		2	1	
61	1	1	1	1	
62		1			
63		2	1	1	
64			1	1	
65			4	1	
66	1		2		
67			5		
68					
69			2		
70		1	1		
71		1			
72			2		
73			2		
74			2		
75			2		
76			2		
77			2		
78			2		
79			1		
80			2		
81			3		
82			1		
83			4		
84					

級 号俸	1	2	3	4	5
85			1		
86			2		
87					
88			3		
89			3		
90			1		
91			1		
92			2		
93			2		
94			4		
95			3		
96			1		
97			25		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	58	53	137	34	9



医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28	1			
29				
30		1		
31				
32			1	
33	1			
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				1
50				
51				
52				1
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71			1	
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	

級 号俸	1	2	3	4
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97		1		
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	9	2	9	4

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8		2					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19		2					
20		2					
21							
22		4					
23		1					
24		2	2				
25							
26		4	1				
27			4				
28		1		2	1		
29		2	1	2	1		
30		6	1	1			2
31							2
32		1	3	4	1		
33		2	2				2
34		6	5		3		
35			1	2	2		
36		4	1	1	4		
37		2	3		2		
38		2	4		2		
39			1		2		
40		1	1	4	2		
41			1	1	2		
42				1			
43				3	2		
44				1	1		
45					1		
46				2	1		
47							
48				2	2		
49				3	3		
50							
51				1		3	
52					2		
53					1	1	
54					2		
55					1	2	
56					4	1	
57				1	1		
58			1		3	1	
59					3	1	
60					1		
61					2	3	
62					2		
63					2	2	
64					1		
65							
66							
67					1		
68					1		
69							
70					2		
71					1		
72					1		
73							
74							
75					2		
76							
77					2		
78					2		
79							
80					5		
81					3		
82					1		
83					1		
84							

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
85							
86							
87					2		
88					2		
89					3		
90					1		
91					2		
92							
93					27		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		45	33	31	116	14	6

医療職（保健師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1	人					
2		人				
3			人			
4				人		
5					人	
6						人
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			2			
17			1			
18		2	1			
19			1			
20			2			
21			1			
22		2	2			
23			1			
24		2				
25			2			
26		3	2			
27		1				
28			3			
29						
30		4				
31						
32		2		2		
33			1		1	
34		1			1	
35			1			
36		3				
37		1				
38		4	1		1	
39			1			
40						
41						
42						
43						
44			1			
45						
46				1	1	
47						1
48					2	
49				1		1
50					1	
51					1	
52						
53					1	1
54					1	
55						1
56					1	1
57						
58					1	
59				1		
60				1	1	
61					1	
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69					1	
70					1	
71						
72					2	
73						
74					1	
75						
76						
77						
78						
79						
80					1	
81						
82					1	
83						
84					1	

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85	人					
86		人				
87			1			
88						
89						
90						
91			1		1	
92						
93						
94					1	
95						
96						
97					2	
98						
99						
100						
101					15	
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		25	25	6	41	5

第5表

## 給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		行	1		79	511	279	9	3	1		
	2				445	396	74	18	2			
	3				1	288	329	98	37	3	5	2
	4					1	116	460	587	51	40	38
	5						2	28	308	151	120	107
政	6								33	21	26	32
	7					1	1		2	12	10	15
	8											3
職	9							1			1	
	10											
	計		79	511	725	695	525	606	969	238	202	197
公	1		73	236	7	5						
	2			172	450	81	2					
	3			2	88	459	239	39	3			
	4				1	109	397	280	100	22	16	16
安	5					1	30	177	167	18	16	21
	6						1	17	55	10	8	7
	7								12	4	1	
	8							2	5		4	4
職	9											1
	計		73	410	546	655	669	515	342	54	45	49
教育職 (高校等)	1			11	21	43	57	28	9		2	
	2			86	300	362	350	477	693	176	153	165
	特2							1	38	11	13	10
	3								9	13	13	27
	4											1
	計			97	321	405	407	506	749	200	181	203
教育職 (中・小)	1											
	2			395	872	815	619	601	592	130	159	164
	特2						1	13	75	20	20	12
	3							1	74	34	46	42
	4								1	4	6	12
	計			395	872	815	620	615	742	188	231	230

## 職 員 数 ( そ の 1 )

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								882	23.3
								935	30.2
1	1	2	1	1				769	36.6
28	11	18	8	18	7	5		1,388	45.5
116	70	80	70	68	57	55	1	1,233	51.9
34	31	54	43	44	41	28	1	388	54.3
13	18	25	30	26	27	31	1	212	55.2
	5	8	12	17	22	20		87	57.1
			1	4	10	14	1	32	57.6
						1		1	59.0
192	136	187	165	178	164	154	4	5,927	41.1
								321	21.3
								705	26.5
								830	33.4
16	16	14	21	23	21	16		1,068	41.8
15	15	23	22	34	34	25		598	48.2
5	5	2	10	7	6	14		147	50.5
1		4	5	2	1	2		32	51.9
2	1	9	7	11	6	8		59	54.8
1	1	1	6	4	5	6		25	56.9
40	38	53	71	81	73	71		3,785	37.1
		1	1	2	1			176	35.9
169	133	153	175	142	153	143		3,830	45.0
13	6	10	11	9	8	7		137	52.1
21	10	13	8	7	5	3		129	53.0
	6	4	14	11	29	21		86	57.3
203	155	181	209	171	196	174		4,358	45.4
167	163	144	194	160	188	132	1	5,496	40.4
19	16	9	21	19	22	14		261	51.8
50	36	45	29	23	11	11		402	52.5
22	31	51	55	53	68	73		376	56.3
258	246	249	299	255	289	230	1	6,535	42.5

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		研究職	1			13	29	14	1			1
	2					26	24	3				
	3						4	36	29	9	11	9
	4										1	1
	5											
	計			13	29	40	29	39	29	10	12	10
医療職 (医師等)	1			1	7	1						
	2						1					
	3						2	1	2	1		
	4											
	計			1	7	1	3	1	2	1		
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			2	34	8	1					
	3					20	10	2				
	4					3	21	6	1			
	5						5	32	36	6	4	2
	6								1	1		1
	7											
	計			2	34	31	37	40	38	7	4	3
医療職 (保健師等)	1											
	2			3	19	3						
	3				3	13	7		2			
	4						3	3				
	5						2	8	10		1	1
	6											
	計			3	22	16	12	11	12		1	1

## 職員数（その2）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								58	27.5
								53	34.7
8	7	7	3	7	4	3		137	48.8
4	1	6	3	8	5	5		34	56.1
				1	4	4		9	58.3
12	8	13	6	16	13	12		291	43.1
								9	26.3
							1	2	48.5
	1			1			1	9	48.4
					2		2	4	60.3
	1			1	2		4	24	42.1
								45	28.0
							1	33	35.2
								31	37.8
4	9	3	4	3	5	3		116	48.0
1		3	3	1	1	2		14	55.0
		1	2		2	1		6	57.0
5	9	7	9	4	8	6	1	245	41.9
								25	26.9
								25	34.0
								6	39.0
2	4	3	3	4	2	1		41	49.7
				3	2			5	57.4
2	4	3	3	7	4	1		102	40.0

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																						
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上		
行政職	1	133	132	166	148	82	54	51	32	57	16	5	3	2	1									
	2		2		2	82	83	119	96	156	138	87	48	40	34	19	9	5	6	3	3	1		
	3									7	61	80	79	68	61	71	73	57	38	41	26	18		
	4													1		6	19	48	50	58	81	64		
	5																	2		1	1	4		
	6																							
	7												1		1									
	8																							
	9																					1		
	10																							
	計		133	134	166	150	164	137	170	128	220	215	172	131	111	97	96	101	112	94	103	112	87	
公安職	1	94	108	54	47	7	3	2	4		2													
	2			51	67	100	118	125	94	63	34	21	16	13	3									
	3					1	4	12	46	91	94	100	83	86	72	83	57	40	25	13	9	9		
	4										1	19	25	32	61	81	114	95	74	77	89	55		
	5														1	3	4	14	16	22	59	40		
	6																			2		2		
	7																							
	8																						2	
	9																							
	計		94	108	105	114	108	125	139	144	154	131	140	124	131	137	167	175	149	115	114	157	108	
教育職(高校等)	1	1		5	6	4	8	5	4	8	8	13	16	9	7	9	13	12	10	10	6	2		
	2	20	37	37	62	56	58	76	77	72	72	81	77	78	70	79	70	76	83	83	83	121		
	特2																							
	3																							
	4																							
	計		21	37	42	68	60	66	81	81	80	80	94	93	87	77	88	83	88	93	93	89	123	
教育職(中・小)	1																							
	2	135	136	142	182	196	180	193	180	202	190	166	155	127	134	128	129	133	115	150	139	108		
	特2																1			1	1	8		
	3																					1		
	4																							
	計		135	136	142	182	196	180	193	180	202	190	166	155	127	134	128	130	133	115	151	140	117	



# 年数別職員数（その1）

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																					882	3.4	
	2																				935	8.6	
12	10	10	7	7	4	8	7	9	4	2		4			2	2		1			769	15.2	
73	81	111	105	92	79	103	79	97	72	48	29	29	19	13	7	2	8	10	1	3	1,388	25.0	
12	18	29	27	55	56	69	104	95	115	102	103	66	56	65	57	57	39	34	41	25	1,233	31.4	
		3	5	9	11	16	17	26	21	23	25	26	27	32	20	39	24	29	25	10	388	33.8	
					3	6	12	13	8	14	16	21	21	27	17	17	7	9	10	9	212	33.9	
									3		9	13	8	15	13	8	1	4	7	6	87	35.7	
						1						3	2	6	10	5			2	2	32	35.5	
															1						1	36.2	
97	111	153	144	163	153	203	219	240	223	189	182	162	133	158	127	130	79	87	86	55	5,927	20.3	
																					321	1.7	
																					705	6.1	
1	1	3																			830	12.0	
33	22	23	27	10	11	17	13	26	13	8	19	18	19	17	17	9	12	14	14	3	1,068	20.6	
40	20	29	27	26	13	15	12	25	18	27	16	19	27	21	25	21	9	25	16	8	598	27.2	
6	5	14	15	6	8	2	5	12	6	6	7	7	4	7	6	4	8	6	3	6	147	29.9	
		2		4		1	4		1	2	3	2	2		1	3	4	1	2		32	32.3	
					1	1		2	1	2	1	8	6	5	5	11	5	8	1		59	34.9	
									1			2	1	1	3	2	4	4	4	3	25	37.8	
80	48	71	69	46	33	36	34	65	39	46	46	56	59	51	57	50	42	58	40	20	3,785	16.2	
3	3	3			1		2	1	1			2		1		3					176	13.8	
112	116	126	127	154	164	158	152	145	165	173	142	148	166	133	124	43	8	5		1	3,830	22.6	
1	3	7	11	8	8	12	6	14	10	11	8	11	12	6	4	5					137	29.8	
				4	4	9	17	15	24	15	14	11	4	9	2	1					129	30.7	
									1	3	5	13	17	16	25	6					86	34.9	
116	122	136	138	166	177	179	177	175	201	202	169	185	199	165	155	58	8	5		1	4,358	23.0	
112	108	95	97	129	130	137	128	138	181	168	166	160	164	170	119	54	12	8			5,496	18.0	
4	10	13	12	16	20	23	16	10	18	16	18	15	21	19	16	2	1				261	29.3	
	4	1	17	18	23	31	46	40	50	44	36	34	33	13	8	3					402	30.2	
						4	7	9	14	31	45	61	54	54	73	24					376	34.0	
116	122	109	126	163	173	195	197	197	263	259	265	270	272	256	216	83	13	8			6,535	20.2	

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																					
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上	
研究職	1	5	5	3	9	7	6	5	9	5	2	1											
	2									6	7	6	9	9	7	2	5	2					
	3															1	3	1	7	8	9	5	
	4																						
	5																						
	計		5	5	3	9	7	6	5	9	11	9	7	9	9	7	3	8	3	7	8	9	5
医療職（医師等）	1			3	3	1	1	1															
	2												1										
	3																1	1				1	
	4																						
	計				3	3	1	1	1					1				1	1				1
医療職（薬剤師等）	1																						
	2	1	2	2	6	5	11	9	6	2				1									
	3								1	2	4	10	7	5	1	1		1					
	4												2	6	2	7	4	3	3	2	1	1	
	5																3	2	9	7	6	6	
	6																						
	7																						
	計		1	2	2	6	5	11	9	7	4	4	10	9	12	3	8	7	6	12	9	7	7
医療職（保健師等）	1																						
	2		2	3	5	5	6	3	1														
	3							2	3	4	5	3	1	3	2								
	4														2		1					2	
	5																1	1	3	2	3		
	6																						
	計			2	3	5	5	6	5	4	4	5	3	1	3	4		1	1	1	3	4	3

## 年 数 別 職 員 数 ( そ の 2 )

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)	
						1															58	5.1	
																						53	11.7
11	1	1	9	7	8	9	5	12	10	9	6	1	5		1	8					137	26.0	
							1	1	4	4	3	4	4	5	3	2		2		1	34	33.8	
			1									1		2	4	1					9	34.4	
11	1	1	10	7	8	10	6	13	14	13	9	6	9	7	8	11		2		1	291	20.4	
																						9	3.6
										1												2	21.5
				2			1			1			1							1	9	26.0	
												2			1				1		4	35.5	
				2			1			2		2	1		1				1	1	24	18.8	
																						45	5.1
															1							33	11.6
																						31	14.8
6	3	4	7	5	5	8	7	6	4	5	5	4	4	4	2	3	1				116	25.7	
						1	1	1		2	3	3	2			1					14	32.1	
											1	3			2						6	34.1	
6	3	4	7	5	5	9	8	7	4	7	9	10	6	4	5	4	1				245	19.2	
																						25	4.1
				1			1															25	11.0
1																						6	16.9
1		2	3	3		1		2	1	4	3	2	3	5	1						41	27.3	
														3	2							5	35.5
2		2	3	4		1	1	2	1	4	3	2	3	8	3						102	17.4	

第7表

## 給料表別，学歴別

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別，性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,270	% 55.2	人 389	% 6.6	人 2,263	% 38.2
公 安 職		2,212	58.4	47	1.2	1,526	40.3
教育職(高校等)		4,169	95.7	125	2.9	64	1.5
教育職(中・小)		6,308	96.5	227	3.5		
研 究 職		266	91.4	19	6.5	6	2.1
医 療 職(医師等)		24	100.0				
医 療 職(薬剤師等)		203	82.9	41	16.7	1	0.4
医 療 職(保健師等)		93	91.2	9	8.8		
合 計		16,545	77.8	857	4.0	3,860	18.2
性 別	男	10,168	61.5	295	34.4	2,860	74.1
	女	6,377	38.5	562	65.6	1,000	25.9

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

， 性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
5	0.1	5,927	100.0	3,925	66.2	2,002	33.8
		3,785	100.0	3,391	89.6	394	10.4
		4,358	100.0	2,677	61.4	1,681	38.6
		6,535	100.0	3,009	46.0	3,526	54.0
		291	100.0	208	71.5	83	28.5
		24	100.0	14	58.3	10	41.7
		245	100.0	97	39.6	148	60.4
		102	100.0	6	5.9	96	94.1
5	0.0	21,267	100.0	13,327	62.7	7,940	37.3
4	80.0	13,327	62.7				
1	20.0	7,940	37.3				

第8表

## 給料表別, 扶養手当

区 分	扶養手当 受給職員数	支 給 額	
		配 偶 者 (6,500円) (行政職給料表8級相 当職員にあつては3,500 円。 行政職給料表9級以上 相当職員に対しては支 給しない。)	子 (10,000円)
行 政 職	2,350 人	1,118 人	3,158 人
公 安 職	2,185	1,413	3,446
教 育 職 (高 校 等)	1,973	832	2,900
教 育 職 (中・小)	2,116	741	3,039
研 究 職	121	65	164
医 療 職 (医 師 等)	9	2	14
医 療 職 (薬 剤 師 等)	77	24	114
医 療 職 (保 健 師 等)	14	1	24
計	8,845 人	4,196 人	12,859 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.20 人	0.60 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

の支給額区分別扶養親族数

区 分 別 扶 養 親 族 数			扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
父母等 (6,500円) <small>(行政職給料表8級相当職員にあつては3,500円。 行政職給料表9級以上相当職員に対しては支給しない。)</small>	合 計	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 (5,000円加算)		
218 人	4,494 人	1,229 人	3,577 人	5,927 人
28	4,887	584	1,600	3,785
131	3,863	1,032	2,385	4,358
155	3,935	1,137	4,419	6,535
8	237	67	170	291
	16	4	15	24
5	143	35	168	245
1	26	4	88	102
546 人	17,601 人	4,092 人	12,422 人	21,267 人
0.03 人	0.83 人	0.19 人		

親族数である。

第9表

## 給料表別住居手

居住区分 給料表	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職						628	976	1,604
公安職		8	1	9		238	451	689
教育職(高校等)			2	2	1	417	769	1,187
教育職(中・小)		3	1	4	1	836	1,025	1,862
研究職						29	68	97
医療職(医師等)			3	3		2	6	8
医療職(薬剤師等)						24	37	61
医療職(保健師等)						15	13	28
合計		11	7	18	2	2,189	3,345	5,536
割合(%)				0.1				26.0
平均手当支給額	24,678円				25,503円			

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合が



# 当支給額等の状況

当受給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計
借家(公営)				下宿(賄付)				合計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3	1	4					1,608	4,319	5,927
								698	3,087	3,785
		1	1					1,190	3,168	4,358
	4		4					1,870	4,665	6,535
								97	194	291
								11	13	24
								61	184	245
								28	74	102
	7	2	9					5,563	15,704	21,267
			0.0					26.2	73.8	100.0
19,733円								25,491円		

ある。

第10表

給料表別，通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別，通勤方法別職員数

給料表	通勤方法	通勤手当受			
		交通機関等 利用者	交通用具使用者		
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
行政職	人 2,511	人 143	人 37	人 2,136	
公安職	845	116	124	1,872	
教育職(高校等)	187	31	11	3,683	
教育職(中・小)	42	14	5	6,000	
研究職	38	10	4	207	
医療職(医師等)	6			9	
医療職(薬剤師等)	68		1	133	
医療職(保健師等)	27			53	
合計	3,724	314	182	14,093	

  

構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	19.4	1.6	0.9	73.5
	全職員 (%)	17.5	1.5	0.9	66.3

(注) 構成割合は，小数点以下第2位を四捨五入しているため，内訳の合計が計と一致しない場合がある。

## 勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				計	通勤手当 非支給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者						
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普通自動車				
人	人	人	人	人	人	人
86	5	368	5,286	641	5,927	
52	8	86	3,103	682	3,785	
23	2	141	4,078	280	4,358	
4		55	6,120	415	6,535	
2		14	275	16	291	
		1	16	8	24	
3		19	224	21	245	
		4	84	18	102	
170	15	688	19,186	2,081	21,267	
0.9	0.1	3.6	100.0			
0.8	0.1	3.2	90.2	9.8	100.0	

## 第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手		
		交通機関等者 利用	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 3,724	人 314	人 182
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,530		
	55,000円超 65,000円未満	187		
	65,000円	7		
	計	3,724		
	受給職員平均手当支給額	円 15,126		
距離段階別	10km未満		人 302	人 96
	10km以上 20km未満		11	74
	20km以上 30km未満		1	9
	30km以上 40km未満			2
	40km以上 50km未満			1
	50km以上 60km未満			
	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上			
	計		314	182
受給職員平均手当支給額		円 2,613	円 6,022	
受給職員平均手当支給額合計		円 15,126	円 2,613	円 6,022

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

当 受 給 職 員 数 及 び 支 給 額

者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原 動 機 付 自 転 車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
普通自動車				
人	人	人	人	人
14,093	170	15	688	19,186
	人	人	人	人
	141	14	445	4,130
	28	1	209	425
	1		34	42
	170	15	688	4,597
	円	円	円	円
	19,230	13,889	22,894	16,436
人	人	人	人	人
5,271	170	15	362	6,216
4,903			73	5,061
1,991			16	2,017
1,299			8	1,309
450			36	487
116			89	205
40			56	96
11			27	38
12			21	33
14,093	170	15	688	15,462
円	円	円	円	円
10,602	1,406	2,293	16,449	10,537
円	円	円	円	円
10,602	20,636	16,182	39,343	12,430

第11表

再任用職員の適用給料表別，級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	162		1		127	28	6					人
公安職	3						1		1	1		
教育職(高校等)	242	13	227			2						
教育職(中・小)	287		286			1						
研究職	8		1		6	1						
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	10	1			6	2	1					
医療職(保健師等)												
合計	712	14	515		139	34	8		1	1		

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	82				71	3	5	2	1			人
公安職	109					21	76	11	1			
教育職(高校等)	2		2									
教育職(中・小)	77		77									
研究職	11		10		1							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	10				10							
医療職(保健師等)	2				2							
合計	293		89		84	24	81	13	2			

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別, 級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 99	人 35	人 26	人	人	人 38	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)												
合計	99	35	26			38						





## 第2部 民間給与関係資料

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

#### 3 調査対象事業所（母集団事業所）

##### (1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された938事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### (2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から254事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完了したものが217事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが6事業所、調査不能なものが31事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた248事業所に占める調査完了率は87.5%であった。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### 5 集 計

##### (1) 調査実人員

初任給関係（令和3年4月新卒採用の従業員）の12職種612人（このうち行政職に相当する調査実人員606人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の42職種8,413人（このうち行政職に相当する調査実人員8,044人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は43,314人であり、このうち、行政職に相当するものは41,524人である。

##### (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表

## 産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	企業規模						
	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
産業計	事業所 217	事業所 37	事業所 15	事業所 26	事業所 30	事業所 70	事業所 39
農業，林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	23	0	3	5	6	5	4
製造業	65	9	5	7	8	25	11
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	2	2	0	0	0	0
情報通信業	13	4	0	1	0	8	0
運輸業，郵便業	29	4	1	4	3	8	9
卸売業，小売業	23	2	2	4	5	7	3
金融業，保険業	7	5	0	1	1	0	0
不動産業， 物品賃貸業	5	1	0	1	0	2	1
学術研究，専門・ 技術サービス業	2	0	0	1	0	1	0
宿泊業， 飲食サービス業	3	0	0	0	1	1	1
生活関連サービス 業，娯楽業	1	0	0	0	0	1	0
教育，学習支援業	9	0	0	0	4	5	0
医療，福祉	6	2	0	1	0	1	2
複合サービス業	11	8	0	0	1	1	1
サービス業	16	0	2	1	1	5	7

(注) 抽出した県内254事業所のうち，規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が37あったため，217事業所の調査となった。

第14表

## 職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模500人 以上	企業規模100人 以上500人未満	企業規模 100人未満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	212,765円 [196,912円]	213,699円 [200,190円]	209,541円 [189,494円]	210,895円 ※[193,869円]
		短大卒	※164,410円 ※[171,103円]	※171,799円 [-]	※158,503円 ※[164,947円]	— [*]
		高校卒	178,973円 [159,515円]	181,092円 ※[167,215円]	155,949円 [158,318円]	※154,058円 [-]
	新 卒 技 術 者	大学卒	210,543円 [208,129円]	215,508円 [211,275円]	198,588円 [198,562円]	* [-]
		短大卒	186,586円 [179,783円]	187,934円 [181,146円]	※180,630円 [175,721円]	— [-]
		高校卒	171,930円 [166,675円]	174,294円 [167,402円]	※159,480円 [159,953円]	* ※[167,040円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	211,872円 [204,413円]	214,388円 [207,951円]	203,909円 [195,581円]	211,891円 ※[193,869円]
		短大卒	181,767円 [178,968円]	185,814円 [181,146円]	※170,557円 [173,164円]	— [*]
		高校卒	176,937円 [165,796円]	179,231円 [167,398円]	157,526円 [159,039円]	※153,021円 ※[167,040円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※230,050円 ※[240,600円]	— [-]	※230,050円 ※[240,600円]	— [-]
	新 卒 研 究 補 助 員	短大卒	— [-]	— [-]	— [-]	— [-]
		高校卒	— [-]	— [-]	— [-]	— [-]
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	※216,299円 [-]	* [-]	※214,500円 [-]	— [-]

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

4 [ ]内は、令和2年調査の結果である。

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和3年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長		15	51.7	785,509	13
工場長		8	50.9	685,344	26,054
事務部長		242	53.0	627,697	2,850
技術部長		166	52.8	628,536	2,461
事務部次長		65	52.8	585,882	7,325
技術部次長		83	50.9	508,535	4,052
事務課長		495	50.4	565,469	5,984
技術課長		397	49.6	543,289	5,332
事務課長代理		272	47.9	521,116	40,679
技術課長代理		95	47.6	481,556	15,302
事務係長		546	46.4	451,057	39,876
技術係長		319	46.2	478,305	61,447
事務主任		642	43.4	400,291	39,900
技術主任		438	42.5	429,380	46,102
事務係員		2,502	35.5	300,525	34,052
技術係員		1,759	33.1	339,952	59,495

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(円)	備 考	対応級
(A)-(B)		
785,496	円 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
659,290	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
624,847	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
626,075		行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
578,557	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
504,483	中間職(部長-課長間)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
559,485	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
537,957		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
480,437	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
466,254	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
411,181	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
416,858		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
360,391	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代理 以上に直属し, 部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級, 4級) 企業規模100人以上500人未満
383,278	係長等のいない事業所において, 職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
266,473		行政職1級
280,457		

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和3年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	10 人	59.2 歳	743,588 円	0 円
	大学教授	79	53.7	659,184	0
	大学准教授	68	43.8	529,344	0
	大学講師	11	44.5	504,892	5,300
	大学助教	5	42.2	415,120	0
	高等学校校長	0	—	—	—
	高等学校教頭	5	56.4	592,723	0
	高等学校教諭	68	44.1	471,953	0
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*
	研究部(課)長	17	50.4	649,508	12,310
	研究室(係)長	28	47.1	596,697	111,966
	主任研究員	40	50.1	536,760	65,283
	研究員	34	38.2	390,863	64,871
	研究補助員	0	—	—	—
技能労務関係職種	電話交換手	*	*	*	*
	自家用乗用自動車運転手	0	—	—	—
	守衛	*	*	*	*
	用務員	*	*	*	*

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜  
2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

(円)	
(A)-(B)	備 考
743,588 円	
659,184	
529,344	
499,593	
415,120	
—	
592,723	
471,953	
*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
637,198	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
484,731	構成員3人以上の室(係)の長
471,477	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
325,992	
—	
*	見習, 外国語の電話交換手を除く。
—	
*	
*	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和3年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長		0	—	—	—
工場長		0	—	—	—
事務部長		12	63.7	363,187	1,254
技術部長		4	64.3	459,039	0
事務部次長		*	*	*	*
技術部次長		3	61.4	439,679	0
事務課長		3	62.6	314,154	3,950
技術課長		6	60.6	466,574	9,520
事務課長代理		0	—	—	—
技術課長代理		2	61.0	341,016	0
事務係長		*	*	*	*
技術係長		6	61.9	276,211	52,843
事務主任		3	62.4	267,993	3,300
技術主任		3	60.4	286,812	20,350
事務係員		195	62.1	270,060	15,647
技術係員		119	62.1	294,455	21,418

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜  
2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。



平均給与額等

(円)	備 考
(A)－(B)	
—	円 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
361,933	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
459,039	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
439,679	
310,204	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
457,054	
—	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
341,016	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
*	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
223,368	
264,693	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
266,462	中間職(係長－係員間)
254,413	
273,037	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目	区分		技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期(A1)	上半期(A2)
特別給の支給額	下半期(B1)	上半期(B2)	385,682円 407,059円
特別給の支給割合	下半期	$\left[ \frac{B1}{A1} \right]$	1.60月分
	上半期	$\left[ \frac{B2}{A2} \right]$	1.68月分
年間の支給割合			3.28月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

民間における家族手当の支給状況  
(単位：%)

扶養家族の構成	事業所割合
家族手当制度がある	82.3
配偶者に家族手当を支給する	(87.6)
家族手当制度がない	17.7

(注) ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における扶養家族の構成別支給状況  
(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,674
配偶者と子1人	19,330
配偶者と子2人	25,114

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第20表

民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況  
(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
53.8	(23.2)	(76.8)	46.2

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第21表

民間における在宅勤務手当の支給の検討状況  
(単位：%)

検討している	検討していない
30.6	69.4

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況  
(単位：%)

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
規 模 計	54.7	45.3	46.3	53.7	45.9	54.1
500人以上	52.5	47.5	41.8	58.2	43.0	57.0
100人以上 500人未満	56.3	43.7	47.9	52.1	46.5	53.5
100人未満	58.4	41.6	56.4	43.6	53.7	46.3

第23表

民間における定年制の状況

(単位：%)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	78.2	21.8	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		56.3	48.5	43.7
非 管 理 職		52.3	44.5	47.7

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第25表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

課 長 級	非 管 理 職
62.5	69.8

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第3部 生計費関係資料

第26表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,746	44,473	51,942	59,410	66,879
住居関係費	38,002	46,272	39,843	33,420	26,996
被服・履物費	5,796	6,520	8,166	9,813	11,461
雑費Ⅰ	16,490	35,598	44,125	52,651	61,188
雑費Ⅱ	10,149	29,896	29,238	28,579	27,915
合計	98,183	162,759	173,314	183,873	194,439

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和3年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(令和3年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	.....	食料
住居関係費	.....	住居, 光熱・水道, 家具・家事用品
被服・履物費	.....	被服及び履物
雑費Ⅰ	.....	保健医療, 交通・通信, 教育, 教養娯楽
雑費Ⅱ	.....	その他の消費支出(諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第27表

労働経済

項目			年月	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.0	
		仙台市	前年 同月比 (%)	0.5	0.4	0.2	0.3	0.1	0.6	
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.8	
生 計 費 出	消 費	二人以上の世帯	全国	金 額 (円)	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360	269,863
			前年 同月比 (%)	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	△ 10.2	
		仙台市	金 額 (円)	259,933	241,781	239,582	281,791	309,533	246,945	
			前年 同月比 (%)	△ 13.8	△ 14.1	△ 6.8	11.1	2.8	△ 19.4	
	支 出	二人以上の世帯 のうち勤労者世帯	全国	金 額 (円)	303,621	280,883	298,367	288,622	304,458	304,161
			前年 同月比 (%)	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	△ 7.7	
		仙台市	金 額 (円)	322,505	275,766	252,841	273,827	280,884	262,527	
			前年 同月比 (%)	△ 2.6	△ 10.0	△ 8.6	△ 1.9	△ 10.7	△ 14.0	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	
	完全失業率		全 国 (%)	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	
			宮城県 (倍)	1.34	1.29	1.24	1.18	1.14	1.13	
鉱工業生産指数		全国	前年 同月比 (%)	△ 15.5	△ 27.0	△ 18.4	△ 15.9	△ 14.0	△ 9.1	
		宮城県	前年 同月比 (%)	△ 0.7	△ 8.7	△ 7.6	△ 14.4	△ 18.3	△ 12.0	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」、「鉱工業生産指数」の前年同月比は、平成27年=100とした指数を基礎と  
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

## 指 標 (そ の 1)

10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調 査 機 関
△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	総 務 省
0.3	△ 0.1	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.1	
△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.9	5.1	5.0	日 本 銀 行
283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043	281,063	260,285	総 務 省 (家計調査)
1.4	0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	11.5	△ 4.9	
276,266	265,676	283,565	259,785	302,427	301,305	274,220	334,079	252,818	
7.8	7.7	△ 7.9	△ 12.1	36.2	18.1	5.5	38.2	5.5	
312,334	305,404	333,777	297,629	280,781	344,055	338,638	317,681	281,173	
2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	13.1	△ 5.8	
318,726	286,305	282,185	255,497	324,569	329,156	272,595	337,346	263,261	
17.5	6.8	△ 19.8	△ 19.2	27.2	10.5	△ 15.5	22.3	4.1	
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2	0.0	
3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9	
1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	厚 生 省 勞 働 省 (毎月勤労 統計調査)
1.14	1.15	1.14	1.22	1.22	1.25	1.27	1.29	1.34	総 務 省 ( 勞 働 力 調 査 )
△ 3.4	△ 4.1	△ 2.9	△ 5.3	△ 2.0	3.4	15.8	21.1	23.0	厚 生 省 勞 働 省 (一般職業 紹介状況)
△ 1.3	△ 9.4	△ 5.4	△ 3.2	△ 9.3	△ 1.5	3.2	2.1	23.4	経 産 省 業 務 省

している。ただし、令和3年1月以降の「消費者物価指数」の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。

労 働 経 済

項 目		年 月		令和2年	5月	6月	7月	8月	9月	
				4月						
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134	292,878	
			前 年 同 月 比 (%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	
		宮 城 県	金 額 (円)	271,267	—	—	—	—	—	
			前 年 同 月 比 (%)	△ 0.7	—	—	—	—	—	
	所定内給与 (30人以上調査産業計)	全 国	常 用 労 働 者	金 額 (円)	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946	271,743
				前 年 同 月 比 (%)	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.0
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	330,328	324,494	327,704	327,570	325,905	328,370
				前 年 同 月 比 (%)	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3
		宮 城 県	常 用 労 働 者	金 額 (円)	249,949	—	—	—	—	—
				前 年 同 月 比 (%)	0.3	—	—	—	—	—
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	296,222	—	—	—	—	—
				前 年 同 月 比 (%)	0.2	—	—	—	—	—
	総 実 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	133.7	140.6		
		宮 城 県 (時間)	149.1	—	—	—	—	—		
所 定 外 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	10.7			
	宮 城 県 (時間)	10.6	—	—	—	—	—			

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎としている。また、「所定内給  
2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス  
門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家  
く)〕のことをいう。  
3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。  
4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よ  
5 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「総実労働時間数」、「所定外労働時間数」の宮城県の欄中、「—」は、令和3年8



## 指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857	297,175	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6	2.1	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097	274,365	
0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4	0.8	
330,297	328,396	328,843	327,081	327,614	330,839	331,496	327,471	329,681	
△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.2	0.7	0.4	0.9	0.6	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0	146.9	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1	11.4	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専事サービス業を除く」,「教育,学習支援業」,「医療,福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除

り短い者)を除いた労働者をいう。

月31日現在で「みやぎの雇用と賃金(毎月勤労統計調査結果)」が非公表の月である。